

資料6-1

水第 1517 号
令和5年9月1日

神奈川県漁業調整委員会会長殿

神奈川県知事
(公印省略)

定置漁業の免許について(通知)

令和5年8月7日付け漁調委第 1058 号で答申のあった標記については、別添のとおり
免許したので通知します。



令和5年9月1日付けをもって次のとおり定置漁業を免許したので、公示する。

令和5年9月1日
神奈川県知事 黒岩 祐治

- 1 免許内容
海区漁場計画の公表及び免許期間等の公示についてのとおり
- 2 存続期間
令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 3 漁業権の公示番号、漁業権者の住所等

公示番号 及び 免許番号	漁業権者		条件
	住所	名称又は氏名及び代表者の氏名	
定第1号	三浦市南下浦町菊名193番地	菊名漁業生産組合 組合長理事 佐々木功	なし
定第2号	三浦市南下浦町菊名193番地	佐々木定置網株式会社 代表取締役 佐々木功	なし
定第3号	三浦市南下浦町毘沙門2087番地	マルタ水産株式会社 代表取締役 木村和一	なし
定第4号	三浦市南下浦町毘沙門2087番地	マルタ水産株式会社 代表取締役 木村和一	なし
定第5号	三浦市南下浦町毘沙門2087番地	マルタ水産株式会社 代表取締役 木村和一	なし
定第6号	横須賀市長井五丁目23番3号	長井定置網株式会社 代表取締役 島田勝巳	なし
定第7号	横須賀市佐島三丁目6番6号	佐島漁業株式会社 代表取締役 福本憲治	なし
定第8号	横須賀市長井六丁目10番7号	有限会社井戸隠居丸 代表取締役 嘉山和寛	なし
定第9号	—	—	—
定第10号	藤沢市片瀬海岸二丁目20番	江の島漁業株式会社 代表取締役 北村治之	なし
定第11号	平塚市千石河岸32番14号	株式会社川長水産 代表取締役 磯崎晴一	なし
定第12号	平塚市札場町45番6号	株式会社日海丸 代表取締役 田中邦男	なし
定第13号	中郡大磯町国府新宿408番地5	有限会社湘南定置 代表取締役 辻井将	なし
定第14号	中郡二宮町山西238番地	有限会社二宮漁場 代表取締役 中川洋	なし
定第15号	小田原市早川一丁目10番地の1	小田原市漁業協同組合 代表理事組合長 高橋征人	なし
定第16号	小田原市早川一丁目10番地の1	小田原市漁業協同組合 代表理事組合長 高橋征人	なし
定第17号	小田原市根府川180番地の1	原 清	なし

令和 5 年 9 月 1 日

神奈川県漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事

(公 印 省 略)

区画漁業の免許について (通知)

令和 5 年 8 月 7 日付け漁調委第 1059 号をもって答申のあったこのことについて、別添のとおり免許したので通知します。



令和5年9月1日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので、公示する。

令和5年9月1日
 神奈川県知事 黒岩 祐治

- 1 免許内容
 海区漁場計画の公表及び免許期間等の公示についてのとおり
- 2 存続期間
 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 3 漁業権の公示番号、漁業権者の住所等

漁業権の 公示番号 及び免許 番号	漁業権者		条 件
	住 所	氏名又は名称及び代表者の 氏名	
区第1号	横浜市金沢区 柴町397番地	横浜市漁業協同組合 代表理事組合長 黒川 和彦	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第2号	横浜市金沢区 柴町397番地	横浜市漁業協同組合 代表理事組合長 黒川 和彦	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第3号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第4号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第5号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第6号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第7号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第8号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第9号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第10号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第11号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第12号	横須賀市平成町	横須賀市東部漁業協同組合	漁業時期終了時まで

	三丁目4番地	代表理事組合長 小菅 君明	に養殖施設を撤去し なければならない。
区第13号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第14号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第15号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第16号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第17号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第18号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第19号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第20号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第21号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第22号	横須賀市平成町 三丁目4番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第23号	三浦市初声町 三戸1090番3号	三和漁業協同組合 代表理事組合長 吉田 一博	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第24号	三浦市三崎 五丁目12番5号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第25号	三浦市三崎 五丁目12番5号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第26号	三浦市三崎 五丁目12番5号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第27号	三浦市三崎 五丁目12番5号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第28号	三浦市三崎	みうら漁業協同組合	漁業時期終了時まで

	五丁目 12 番 5 号	代表理事組合長 鈴木 清	に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 29 号	三浦市三崎 五丁目 12 番 5 号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 30 号	三浦市三崎 五丁目 12 番 5 号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 31 号	三浦市三崎 五丁目 12 番 5 号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 32 号	三浦市三崎 五丁目 12 番 5 号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 33 号	三浦市三崎 五丁目 12 番 5 号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 34 号	三浦市三崎 五丁目 12 番 5 号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 35 号	三浦市三崎 五丁目 12 番 5 号	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 36 号	横須賀市長井 五丁目 24 番 6 号	長井町漁業協同組合 代表理事組合長 小澤 紳一郎	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 37 号	横須賀市長井 五丁目 24 番 6 号	長井町漁業協同組合 代表理事組合長 小澤 紳一郎	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 38 号	横須賀市長井 五丁目 24 番 6 号	長井町漁業協同組合 代表理事組合長 小澤 紳一郎	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 39 号	横須賀市佐島 三丁目 5 番 1 号	横須賀市大楠漁業協同組合 代表理事組合長 福本 憲治	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 40 号	横須賀市佐島 三丁目 5 番 1 号	横須賀市大楠漁業協同組合 代表理事組合長 福本 憲治	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 41 号	横須賀市佐島 三丁目 5 番 1 号	横須賀市大楠漁業協同組合 代表理事組合長 福本 憲治	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 42 号	横須賀市佐島 三丁目 5 番 1 号	横須賀市大楠漁業協同組合 代表理事組合長 福本 憲治	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 43 号	三浦郡葉山町 堀内 50 番 20 号	葉山町漁業協同組合 代表理事組合長 角田 正美	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 44 号	三浦郡葉山町	葉山町漁業協同組合	漁業時期終了時まで

	堀内 50 番 20 号	代表理事組合長 角田 正美	に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 45 号	三浦郡葉山町 堀内 50 番 20 号	葉山町漁業協同組合 代表理事組合長 角田 正美	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 46 号	逗子市小坪 五丁目 20 番 4 号	小坪漁業協同組合 代表理事組合長 大竹 清司	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 47 号	鎌倉市坂ノ下 32 番 13 号	鎌倉漁業協同組合 代表理事組合長 木村 和俊	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 48 号	鎌倉市坂ノ下 32 番 13 号	鎌倉漁業協同組合 代表理事組合長 木村 和俊	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 49 号	鎌倉市腰越 二丁目 9 番 1 号	腰越漁業協同組合 代表理事組合長 池田 威知朗	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 50 号	藤沢市 片瀬海岸二丁目 20 番 25 号	江の島片瀬漁業協同組合 代表理事組合長 北村 治之	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 51 号	茅ヶ崎市南湖 六丁目 18 番 1 号	茅ヶ崎市漁業協同組合 代表理事組合長 真間 義嘉	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 52 号	横須賀市平成町 三丁目 4 番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	なし
区第 53 号	横須賀市平成町 三丁目 4 番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	なし
区第 54 号	横須賀市平成町 三丁目 4 番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	なし
区第 55 号	足柄下郡真鶴町 岩 455	岩漁業協同組合 代表理事組合長 青木 勝海	なし
区第 56 号	横須賀市平成町 三丁目 4 番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 57 号	横須賀市平成町 三丁目 4 番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 58 号	横須賀市平成町 三丁目 4 番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 59 号	横須賀市平成町 三丁目 4 番地	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去し なければならない。
区第 60 号	横須賀市平成町	横須賀市東部漁業協同組合	漁業時期終了時まで

	三丁目4番地	代表理事組合長 小菅 君明	に養殖施設を撤去し なければならない。
--	--------	------------------	------------------------

水第 1531 号
令和5年9月1日

神奈川県漁業調整委員会会長殿

神奈川県知事
(公印省略)

共同漁業の免許について(通知)

令和5年8月7日付け漁調委 1060 号で答申のあった標記については、別添のとおり免許したので通知します。



令和5年9月1日付けをもって次のとおり共同漁業を免許したので、公示する。

令和5年9月1日
神奈川県知事 黒岩 祐治

- 1 免許内容
海区漁場計画の公表及び免許期間等の公示についてのとおり
- 2 存続期間
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 3 漁業権の公示番号、漁業権者の住所等

公示番号 及び 免許番号	漁業権者		条件
	住所	名称又は氏名及び 代表者の氏名	
共第1号	横須賀市平成町3-4	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	小型定置漁業の漁具 の設置場所は、横須賀 市長沢と同市野比と の境界から158度 58.3分の線以北とす ること。
共第2号	三浦市三崎5-12-5	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	なし
	横須賀市平成町3-4	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長 小菅 君明	なし
	三浦市初声町三戸1090-3	三和漁業協同組合 代表理事組合長 吉田 一博	なし
共第3号	三浦市三崎5-12-5	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	なし
	三浦市初声町三戸1090-3	三和漁業協同組合 代表理事組合長 吉田 一博	
共第4号	三浦市三崎5-12-5	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	なし
	三浦市初声町三戸1090-3	三和漁業協同組合 代表理事組合長 吉田 一博	
共第5号	三浦市三崎5-12-5	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	なし
共第6号	三浦市三崎5-12-5	みうら漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 清	なし
	三浦市初声町三戸1090-3	三和漁業協同組合 代表理事組合長 吉田 一博	
共第7号	横須賀市長井5-24-6	長井町漁業協同組合 代表理事組合長 小澤紳一郎	なし
	横須賀市佐島3-5-1	横須賀市大楠漁業協同組合 代表理事組合長 福本 憲治	
共第8号	三浦郡葉山町堀内50-20	葉山町漁業協同組合	なし

		代表理事組合長 角田 正美	
共第9号	逗子市小坪5-20-4	小坪漁業協同組合 代表理事組合長 大竹 清司	なし
共第10号	鎌倉市腰越2-9-1	腰越漁業協同組合 代表理事組合長 池田威知朗	なし
	鎌倉市坂ノ下32-13	鎌倉漁業協同組合 代表理事組合長 木村 和俊	
共第11号	藤沢市片瀬海岸2-20-25	江の島片瀬漁業協同組合 代表理事組合長 北村 治之	なし
	藤沢市辻堂東海岸4-3-21	藤沢市漁業協同組合 代表理事組合長 葉山 一郎	
共第12号	茅ヶ崎市南湖6-18-1	茅ヶ崎市漁業協同組合 代表理事組合長 真間 義嘉	なし
共第13号	平塚市千石河岸28-13	平塚市漁業協同組合 代表理事組合長 田中 邦男	なし
共第14号	中郡大磯町大磯1398-8	大磯二宮漁業協同組合 代表理事組合長 小島 拓	なし
共第15号	小田原市早川1-10-1	小田原市漁業協同組合 代表理事組合長 高橋 征人	なし
共第16号	足柄下郡真鶴町岩455	岩漁業協同組合 代表理事組合長 青木 勝海	なし
共第17号	足柄下郡真鶴町真鶴685-1	真鶴町漁業協同組合 代表理事組合長 山口 満	なし
共第18号	足柄下郡湯河原町福浦495	福浦漁業協同組合 代表理事組合長 鳥海 憲治	なし